

有期雇用職員の待遇改善を求める特別決議を採択しました

-2011 年度定期大会報告-

国家公務員の給与切り下げ法案は衆議院での審議入りもできないまま、継続審議（閉会中審査）の扱いになりました。また人事院勧告が9月中下旬にずれ込んだこともあり、公務員賃金をめぐる情勢は未だ不透明です。このニュースでは、8月初めに行われた組合定期大会と学長懇談について報告します。大学の夏休みも終わりに近づきました。また新たな気持ちで組合活動を進めていきましょう。

【執行部交代時期の学長懇談を行いました】

組合執行部交代時期の学長との懇談（学長挨拶）を8月2日に行いました。労使協議でとっている病院関係の手当等の問題（赤煉瓦 No. 4）については、新設の理由付けが十分でないことがネックなのであり、新設の方向性については一致していることを確認しました。組合は新設の必要性の裏づけになるデータ作成について協力する用意があると表明するとともに、事務局としても理由付け資料の作成について附属病院事務を支援するよう要望しました。

国家公務員の給与切り下げ法案については、組合から附属病院長との懇談の内容（赤煉瓦 No. 5）を伝えました。学長は、自らも強い危惧の念を持っていると述べるとともに、国大協内でも反対の意見があることを紹介しました。さらに、任期制の導入についても意見交換を行いました。これについては赤煉瓦 No. 6 をご覧ください。

【2011 年度定期大会で有期雇用職員の待遇改善を求める特別決議を採択しました】

8月4日、全学教育棟 B202 教室において、2011 年度の組合定期大会を開催しました。質疑応答において方針案や予算案に対する反対意見はなく、出席代議員全員の賛成で可決しました。なお、最後に「有期雇用職員（フルタイム職員・パートタイム職員）の待遇改善を求める特別決議（案）」を採択しました。

有期雇用職員の待遇改善、とりわけフルタイム職員の月給化とパートタイム職員のボーナス支給は、昨年度から継続的に取り組んでいる組合の最重要課題です。とりわけパートタイム職員のボーナス支給については、使用者側は2011年度中に考え方を示すと約束しており、その意思表示を受けて組合は給与切り下げに同意したのです。定期大会では、この要求の実現に向けた組合の強い意志を表明するために、特別決議としてとり上げました。以下、その全文を掲載します。

有期雇用職員（フルタイム職員・パートタイム職員）の 待遇改善を求める特別決議

熊本大学では様々な職場・職種で非正規雇用の職員が働いている。これらの方々の貢献がなければ大学の業務が成り立たないことは明らかであり、使用者はその認識のもとに非正規雇用職員の待遇改善を図る責任を負っている。しかし、国家公務員については必要な人員はすべて定員で配置してあるという建前のもとに、非正規雇用職員の業務は臨時的・補助的なものとされ、劣悪な労働条件が放置されてきた。熊本大学でも、法人化後若干の改善は行われたものの、ほぼ同様な取り扱いが続いている。

さて、昨年度の人事院勧告で人事院は日々雇用という従来の慣行を改め、期間業務職員の制度を創設した。そして雇用が複数年度にまたがらないという建前を維持するための任用中断日を廃止し、一時金支給率や退職手当、共済組合への加入など様々な待遇改善に道を開いた。すでに熊本大学ではフルタイム職員の任用中断日の廃止と一時金支給率の改善は行われているが、退職手当と共済組合への加入はいまだ実現していない。使用者はまずその早急な実現を図るべきである。

さらに、より根本的に問い直されるべきは、日給制で雇用する確たる根拠である。日給制では祝日などで勤務日数が減れば、その分給料が減らされてしまう。病気休暇など正規職員には有給で保障されている休暇も、一部を除いて無給扱いである。月給化しこれらの格差を解消していくことが、使用者として当然の責務と考える。

パートタイム職員についての労働条件はさらに劣悪である。とりわけ、ボーナスがいまだ支給されていないことは、使用者がいかに非正規雇用職員の待遇改善に真剣に取り組んでこなかったのかの表れである。すでに、2008年の人事院勧告に、パートタイム職員への期末手当支給に努めることが盛り込まれており、組合もその実現を強く求めてきた。しかし使用者は、雇用原資が多様であるため支給することが難しいとの理由で、この問題を放置し続けている。そして、昨年度の団体交渉でようやく2011年度中にボーナス支給についての「考え方を示す」ことを約束するにいたった。

そもそも、2年続きの賃金削減によって大学は4億円（労使協議での使用者の説明に基づく）もの余剰金を出している。そして、組合との労働協約で余剰金は基本的に人件費にあてることを約束している。財源がないという主張はもはや言い逃れに過ぎない。組合は使用者に対し速やかにこれらの労働条件改善措置をとるよう求めるとともに、そのための活動に全力を尽くす。右、決議する。

2011年8月4日
熊本大学教職員組合 2011 年度定期大会

	熊本大学教職員組合	
	No.7 2011. 9. 8	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/